

## 次期三重県観光振興基本計画策定支援業務仕様書

### 1 業務の目的

本県では、平成 23（2011）年 10 月に公布・施行した「みえの観光振興に関する条例」の基本理念に基づき、これまで 4 度にわたり「三重県観光振興基本計画」を策定し、観光の振興による地域づくりを推進するとともに、観光産業の持続的かつ健全な発展に取り組んできた。

本業務では、現行の三重県観光振興基本計画（令和 6 年度～令和 8 年度）（以下、「現行計画」とする。）の計画期間の満了に伴い、これまでの成果をふまえつつ、社会経済情勢の変化に柔軟に対応しながら本県の観光振興の促進と観光産業の持続的な発展に向け、「みえの観光振興に関する条例」第 21 条に基づき、令和 8 年度中に策定を予定している次期三重県観光振興基本計画（以下、「次期計画」とする。）の策定に関する支援を行うことを目的とする。

### 2 契約期間

契約日から令和 9 年 3 月 30 日（火）まで

### 3 業務内容

本県で令和 8 年度中に策定を予定している次期計画の策定に関する支援を行うことを目的に、以下の業務を実施すること。

#### （1）次期計画骨子案の提案業務

- ・以下の点を踏まえ、次期計画骨子案の提案を行うこと。次期計画骨子案については、国・都道府県等の観光振興計画等や、各所が公表している観光統計データや既存レポート等を調査・分析したうえで、世界・日本・三重県各圏域での観光の情勢、本県・県内各地域（北勢・中南勢・伊勢志摩・伊賀・東紀州）の観光における現状（現行計画の施策評価を含む）や課題を踏まえ、次期計画において本県が取り組むべき観光振興や観光産業の発展に向けた施策の重要方針及びコンセプトなどを盛り込むこと。
- ・なお、希望する場合は、受託決定後、本県が保有する観光統計データ（国内外観光客の対面調査データ、人流データやキャッシュレス決済データ等）の提供を受けることができる。

※次期計画骨子案提案資料納品期限：令和 8 年 4 月 30 日（木）

#### （2）次期計画中間案の提案業務

- ・（1）、以下に記載のア・イ及び（4）での検討などを踏まえ、次期計画中間案を提案すること。
- ・次期計画中間案は、本県の総合計画「強じんな美（うま）し国ビジョンみえ」・「みえ元気プラン」、本県で策定を進めているインバウンド誘客に係る個別計画「みえインバウンド誘客計画（仮称）」や、国で策定が進められている「観光立国推進基本計画」に係る施策等との整合性を確認し、必要に応じて調整を行うこと。

- ・次期計画中間案のデザイン性について、県民、事業者、関係機関等幅広い人々に手に取ってもらいやすく、親しみやすく、かつ、理解されやすいものとし、ユニバーサルデザインや見やすいフォント（UDフォント）及び色使いに配慮すること。また、図表、フローチャート、写真等を適切な配置で活用し、電子データ（PDF 及び PowerPoint 等加工可能なデータ）で納品すること。
- ・なお、写真のデータは、協議のうえ本県が保有するデータの提供を受けることができるものとする。

※次期計画中間案提案資料納品期限：令和8年7月17日（金）

## ア 観光関係事業者等に対する意見聴取調査の実施・分析

### （ア）調査の内容

- ・県内各地域（北勢・中南勢・伊勢志摩・伊賀・東紀州）の観光協会・DMO・観光関係事業者等から、今後の事業展開の方向性、行政に期待する観光施策や、各地域のありたい姿等について意見を聴取する調査を実施したうえで、単純集計及びクロス集計等を用いて分析を行い、報告書を作成するとともに、必要なデータを提出すること。
- ・なお、調査の対象及び数、質問項目、調査方法、分析方法については、受託者からの提案に基づき、県との協議により決定する。

### （イ）調査・分析業務作業日程

- ・調査実施：5月
  - ・集計分析：6月
- ※詳細な日程については、県と協議し、調整すること。  
 ※報告書の作成・データ納品期限：令和8年6月30日（火）

## イ 数値目標・モニタリング指標の検討業務

- ・（1）及び上記アを踏まえ、本県の観光の課題解決に向けた数値目標・モニタリング指標を検討すること。

### （3）パブリックコメント対応支援及び次期計画最終案の提案業務

- ・受託者は、（2）に基づいて策定した次期計画中間案へのパブリックコメントの実施にあたり、本県で取りまとめたパブリックコメントへの対応策の検討・助言等を行うこと。
- ・本県との協議のうえ、パブリックコメントの結果を反映させた次期計画最終案を作成すること。

※次期計画最終案提案資料納品期限：令和8年11月13日（金）

### （4）三重県観光審議会の資料作成及び運営等の支援

#### ア 開催日程

- ・三重県観光審議会（以下、「審議会」という。）は令和8年5月、令和8年9月、令和8年11月の合計3回の開催を想定しており、1回あたりの会議時間は2時間程度とする。具体的な日程は、県と審議会出席者等との調整により決定する。

## イ 開催場所

- ・受託者は、審議会開催にあたり、三重県津市内の会議室を確保すること。
- ・ただし、県内部での調整により県庁内会議室を確保できた場合は、以下の県庁内会議室で開催する。
- ・三重県本庁舎3階 プレゼンテーションルーム（三重県津市広明町13番地）

## ウ 審議会構成等

- ・審議会の構成等は以下のとおり。
  - (ア) 審議会出席者
    - ・三重県知事
    - ・三重県観光審議会委員（以下、「委員」という。）13名
    - ・事務局側として三重県職員10名程度
  - (イ) 審議会の主な目的
    - ・次期計画骨子案・中間案・最終案について、委員から意見を聴取すること。
  - (ウ) 審議会の開催方法
    - ・ハイブリット形式（対面・オンラインでのいずれでも参加可能）

## エ 資料作成及び運営等

- ・以下のとおり審議会に係る資料作成及び運営等を行うこと。
  - (ア) 資料作成
    - ・審議会資料（説明資料、議事次第等）を作成する。具体的な資料内容は県と協議を行う。
    - ・なお、過去の資料は本県HP上で公表しているため、参考とすること。  
URL：<https://www.pref.mie.lg.jp/app/shingi/cate/000069006>  
※審議会資料提出期限：各審議会開催7日前まで
  - (イ) 審議会の事前準備・委員への支払い
    - ・委員の報償費・旅費の支払い
      - ※委員の報償費は1名につき審議会1回あたり12,000円とし、総額見込468,000円（12,000円×13人×3回）を見積金額に含めること。
      - ※委員の旅費総額見込963,660円を見積金額に含めること。
    - ・会議室の確保
      - ※会議室使用料は受託者が負担することとし、見積金額に含めること。
      - ※県が県庁内会議室を確保した場合は不要。
    - ・会場設営
      - ※受託者がハイブリット会議にかかる機材等の準備・設定一式を行うこと。
      - また、機材等の準備・設定や、会場設営に係る費用は受託者が負担することとし、見積金額に含めること。
      - ※県が県庁内会議室を確保した場合は不要。
    - ・知事・委員用の飲料の準備
    - ・会議室最寄り駅から会議室までの委員の送迎
      - ※県と委員の調整の結果、送迎が必要ない場合は不要。

(ウ) 当日運営

- ・ 県との協議のうえ、会場設営・オンライン参加者との接続確認・会議の記録（録音・録画・写真撮影）等、当日の会議運営全般を行うこと。

オ 審議会後の対応

(ア) 議事録の作成等

- ・ 各会議終了後、議事録を作成のうえ、会議の様子を録画した動画（MP4 形式）と合わせて提出すること。

※審議会記録・審議会議事録納品期限：各審議会終了後7日以内

(イ) 次期計画案への反映

- ・ 各審議会の意見等を踏まえて、次期計画案の修正方針の提案を行うこと。その際、審議会での委員からの意見と対応方針について、別表を作成する等して網羅的に示すこと。

※審議会意見対応方針提案資料納品期限：各審議会終了後7～14日以内

(5) その他

- ・ (1) から (4) 以外に次期計画を策定するうえで効果的であると考えられる調査・分析・支援等があれば、受託者からの提案に基づき、契約上限金額の範囲内で実施すること。
- ・ (4) エ (イ) の委員の報償費・旅費、会議室使用料、機材等の準備・設定・会場設営費用や、委員送迎費用について、見積金額と実績に差異が生じた場合は、実績に応じて契約金額の変更契約を行うものとする。なお、具体的な精算方法は契約締結後、県との協議のうえ決定する。
- ・ 本業務の実施においては、定期的に訪問・電話・メール・オンライン会議等により、進捗報告・相談支援・情報共有を行うこと。

#### 4 納品物

納入を求める成果物・形式・納入の期日（予定）等は以下のとおり。

納入を求める成果物	形式	納入の期日 （予定）	仕様書 記載箇所
次期計画骨子案提案資料	A4版・電子データ (pdf及びPowerPoint 等加工可能なデータ)	令和8年 4月30日(木)	(1)
次期計画中間案提案資料	A4版・電子データ (pdf及びPowerPoint 等加工可能なデータ)	令和8年 7月17日(金)	(2)
観光関係事業者等意見聴 取報告書	A4版・電子データ (pdf及びPowerPoint 等加工可能なデータ)	令和8年 6月30日(火)	(2)ア (イ)
次期計画最終案提案資料	A4版・電子データ (pdf及びPowerPoint 等加工可能なデータ)	令和8年 11月13日(金)	(3)
審議会資料	A4版・電子データ (pdf及びPowerPoint 等加工可能なデータ)	各審議会開催 7日前まで	(4)エ (ア)
・審議会記録 ・審議会議事録	A4版・電子データ (MP4、pdf及び PowerPoint等加工可 能なデータ)	各審議会終了後 7日以内	(4)オ (ア)
審議会意見対応方針提案 資料	A4版・電子データ (pdf及びPowerPoint 等加工可能なデータ)	各審議会終了後 7～14日以内	(4)オ (イ)
その他受託者からの提案 に基づく資料等	三重県と協議のうえ決 定	三重県と協議の うえ決定	(5)
業務完了報告書	A4版・電子データ (pdf及びPowerPoint 等加工可能なデータ)	令和9年 3月30日(火)	-

※なお、次期計画策定の進捗状況によっては、納入を求める成果物や納入の期日  
が変更になる可能性があるため、受託者は県と協議のうえ、柔軟に対応するこ  
と。

## 5 その他

- (1) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (5) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (6) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (7) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
  - ウ 県に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (8) 受託者が（7）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (9) 障がい理由とする差別解消の推進  
受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。